

再検討要請(財務省)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
2	国際ビジネス機受入 際のCIQ業務の移譲	地方管理空港における国際 ビジネス機受入に限って、 出入国の際に必要な税関、 入国管理、検疫のいわ ゆるCIQ業務を、希望する 都道府県に移譲すること。	<p>【支障】 CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機(運航申請が直前かつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない)の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。</p> <p>【改正の必要性】 国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につなげるものである。</p> <p>【効果】 運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。</p> <p>【懸念の解消策】 移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。</p>	出入国管理及び難民認定法第6条 関税法第15条の3 検疫法第4条 植物防疫法第6条、 第8条 感染症予防法 第38条、第40条	法務省、財務 省、厚生労働 省、農林水産 省	佐賀県	C 対応不可	<p>1. 財務省は出入国(CIQ)手続きの内、税関に関する業務を所管していますが、国際ビジネス機を含め、地方空港における出入国旅客等の搭乗品検査については、これまで県庁(広域圏)事務官からの職員の応援確保により、税関手続に支障の生じることのないよう臨機応変に対応してきております。政府は、現在、観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者の増加に対応できるよう、税関の物的・人的体制の整備を速めており、本年7月1日の閣議において、地方空港における税関体制整備のため4名の新規採用増員が決定されたこととあります。</p> <p>2. 一方、今後の課税については、税関業務はまさに国の治安、国民の生命・安全等に關わる公権力の行使であり、その適法・専門性・特種性(高関)・国家公務員たる税関職員が関税徴収等々に基づき全権一律に対応すべきものであり、具体的には以下の理由により、地方自治体に委譲することは適当ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●税関においては旅客及び乗組員の携帯品の迅速な選別を第一で、買戻率等の不正買戻や税関・知的財産権物品等の密輸出入防止、国連安保決議等による規制の適正な執行、また、国税である関税等の適正かつ公平な徴収・徴収の実現といった専門性の極めて高い業務を全国的に同等レベルを確保しつつ実行していることとします。例えば、税関法違反に係る犯罪事件の捜査にあつては、捜査官や税関の作成、検察官への送付などをしています。このような業務はまさに国の治安、国民の生命・安全等に關わる公権力の行使であり、毛に関する高度の専門知識、密輸取締情報に基づきリスクマネジメント等の専門知識・能力を要するものです。 ●税関職員は関税等の徴収、不正買戻の取締等の多岐にわたる業務に携わっていく中で高度な専門性を身に付けていくこと、地方自治体の職員が国からマニュアル提供や地方自治体からの研修派遣だけで、税関職員同様の高いレベルの業務遂行ができる人材の確保・育成は困難と考えます。したがって、税関業務の地方自治体への委譲は出入国手続の迅速化・円滑化の効果的な実現につながらないと考えます。 ●また、旅客の携帯品に係る関税業務は、国家間の密輸情報の交換といった国際的・外交的業務を踏まえて行われるものであり、税関関係法令違反が発見された場合には、犯罪捜査に繋がり、都道府県を除く広域的な事務連携・執行に及びることから、その業務権限を地方自治体に委譲することは適当ではないと考えます。 ●さらに、旅客の携帯品を含む国際的なモノの移動については、日本が締結国であるWTO協定において、税関手続は、すべてが買戻率確保の使命、制裁及び規定一掃の公平かつ合理的な方法で実施しなければならない(GATT第10条3項(a)目、関税協定として規定されています)。 ●なお、国際ビジネス機の旅客は社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人数も少ないことから県の体制でも出入国者等の管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。 ●特に、航空機旅客による買戻率の密輸入率割合が4年連続200%を超え、平成25年においては過去最高を記録するなど深刻な状況であるため、日本国内における治安及び貿易秩序の維持、安全・安心の確保、国際的な観光促進のためには、水際におけるこれらの業務水準をより一層高いレベルで維持する必要があり、今後も引き続き、税関業務のプロフェッショナルである税関職員が関税関係法令等に基づき全権一律に対応すべきものであり、地方自治体に委譲することは適当ではないと考えます。
705	準用河川の用に供されている国有財産の登記 嘱託及び境界決定事務 の権限移譲	不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、所有権保存登記の嘱託を行うこととされている。また、国有財産法に基づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについて、隣接地との境界確定を行っている。これらの事務については、特別条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、市町村へ権限移譲を行うべきである。	<p>【権限移譲の必要性】 1 国有財産法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会を行っている。 2 不動産登記法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱託を行っている。 3 河川法に基づく市町村の事務 市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の境界立会を行っている。市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく財産管理として境界立会、登記嘱託等の事務も市町村が行うことが効率的である。 1と2の事務は、特別条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法改正による市町村への権限移譲を行うべきである。 【当県における事務の実績】 1 国有財産法に基づく県の事務 平成22年度から平成24年度：実績なし 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成23年度：10件、平成24年度：14件 【特別条例による市町村への移譲状況】 本県内：1、2とも42市町村中、32市町村(76.2%) 全国：国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県</p>	河川法第100条、国有財産法第9条第3項、第31条の2、第31条の3、第31条の4及び第31条の5、国有財産法施行令第6条第2項第1号、不動産登記法116条	国土交通省、財務省	鹿児島県	C 対応不可	<p>+権限移譲の提案のあった事務は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号に基づき、準用河川の用に供する国有財産で国土交通省所管のもの、取得、維持、保存、運用及び処分については都道府県知事が行うこととされ、当該事務は第一号法定受託事務に位置づけられている。</p> <p>-都道府県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2の規定に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができることから、現行の法令の規定により対応可能である(条例による事務処理特例)。</p>

再検討要請(財務省)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
2	国際ビジネス機受入の際のCIQ業務の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	<p>○専門性については、例えば、税関職員OBを当県で雇用することや、職員の研修派遣等により習得できると考えており、事務上クリアできる問題である。</p> <p>○法令違反を発見した場合には、県が直ちに関係機関へ情報提供、協力することは当然である。公権力の行使の際たるものといえる警察行政・麻薬取締行政においても、国家公務員と地方公務員が協力して、捜査を行うことも規定されている。こうしたことから、「犯罪調査に際し、都道府県を跨ぐ広域的な業務運営・執行に繋がりを」ことをもって、移譲することが適当ではないとは言えない。</p> <p>○WTO協定については、移譲後の事務を法定受託事務とすることで条約上の履行義務を達成できるものと思われる。</p> <p>○当県提案は、国家公務員の増員が容易ではない現状で、LCCの台頭などにより増加する国際定期便に対応するため羽田空港・成田空港等におけるCIQ体制の充実が国家としては優先順位が高いことを認識しつつ、地方空港における不定期かつ小規模な国際ビジネス機受入については、意欲ある地方自治体が行うことにより、国全体の目標である日本再興戦略、観光立国の実現を図るものであり、当県提案のこうした意図を受け止めていただき、前向きな検討をお願いしたい。</p>	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		<p>○佐賀県が懸念している休日や深夜、早期のビジネスジェットの入入れや、直前での到着時間の変更に対して、万全な対応を確約できるかについて、具体的にお示しいただきたい。</p> <p>○CIQ業務の経験を積んだ国家公務員退職者を活用し、研修等により能力の維持を図ることを前提として、国際ビジネスジェットのCIQ対応を都道府県に法定受託事務として移譲すべき方法も検討すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>
705	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限移譲	不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、所有権保存登記の嘱託を行うこととされている。また、国有財産法に基づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについて、隣接地との境界確定を行っている。これらの事務については、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、市町村へ権限移譲を行うべきである。	<p>準用河川の機能維持の事務は、河川法に基づき、河川管理者である市町村が行っている。</p> <p>一方、準用河川の敷地は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成12年法律第87号)(以下「分権一括法」という。)により国有財産と市町村の公有財産とが混在する状況となっており、このうち、国有財産の部分については、国有財産法及び同法施行令に基づき、都道府県がその事務を行うこととされているため、準用河川敷地の財産管理者が都道府県と市町村の両方が存在する状況であり、地元住民にとって主体が分かりにくい状況にある。このように、市町村は準用河川の財産管理者と河川管理者としての2つの側面を有していることや、河川管理者として都道府県より準用河川の状況をより把握していることから、市町村が準用河川の機能管理と併せて財産管理もすべて担うことが効率的である。</p> <p>また、住民側からの境界立会等の要請の際、前述のとおり、主体が分かりにくいとの意見もあり、準用河川の財産管理と機能管理を市町村が一体的に行うことにより、住民の利便性の向上につながることから、権限移譲をすべきであると考える。</p>	提案団体の提案に沿って準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限を市町村に移譲すべきである。	<p>【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。</p> <p>なお、移譲する場合には、都道府県がこれまでに行ってきた境界立会の記録及び所有権保存登記等の資料等をすべて市へ引き継ぐこと。ただし、それらが電子化されているものであれば、市の既存システムに流用ができるかを確認し、できない場合は新しい管理システムの導入について協議・検討すること。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
681	地方債の財政融資資金借入に係る提出書類の簡素化	財政融資資金の借入にあたって、財務事務所への提出書類の簡素化	地方債の発行にあたっては、地方の自主性をより高める観点に立って導入された地方債協議制度に則って、各団体が適償性や充当事業の進捗状況を責任をもって判断した上で総務省との協議等を経るなど、地方財政法に基づいた適正な手続きを踏んでいるが、財政融資資金の借入にあたっては、充当事業の説明を詳細に行うための書類の提出が財務事務所から求められており、事務負担が増大している。 借入時の提出書類を簡素化することにより、さらなる自主的かつ効率的な運用が可能となる。 具体的には、申込書(公印付きのあたま紙)以外の全ての書類を廃止いただき、現実的に困難であれば、申込書以外の書類の記載項目を減らし、統合することを提案する。 【書類の廃止・統合が可能と考える理由】 総務省との協議等を経るなどの適正な手続きに則していることや、財務省としても貸付先の償還確実性を考慮して貸付を行っていることを踏まえれば、事業の詳細な説明を地方に求める必要性や合理性は乏しいのではないかと考える。事業の概要のみ把握するという観点から、必要事項を絞って書式を最小限に統一することが可能ではないか。	財政融資資金の管理及び運用の系統に関する規則第14条他	財務省	横浜市	C 対応不可	財政融資資金の貸付に際しては、財政融資資金の管理及び運用の系統に関する規則により、地方公共団体は、普通地方長期資金等の貸付けを受けようとする場合には、申込書に下記の書類を添えて提出することとなっている。 ・貸付対象事業に係る地方債の記載の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めた予算の抜粋 ・貸付対象事業に係る事業費支出状況調書 ・貸付対象事業に係る事業実施調書 総務省との協議時点においては、事業内容が計画段階であること等により、実際の貸付内容においては変更が生じる場合がある。これらを踏まえ、貸し手として、適償性の確認等を行う観点から、必要最小限の上記書類の提出を求めているところ。
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施したとしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法18条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。 報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
681	地方債の財政融資資金借入に係る提出書類の簡素化	財政融資資金の借入にあたって、財務事務所への提出書類の簡素化	<p>地方債協議制度の趣旨を踏まえ、財政融資資金の貸付けにあっても地方の判断を尊重した運用が行われるべきである。例えば、民間資金の借入にあたっては赤字事業の説明を要しないことから、適償性の確認は地方の自主性に任されていると考えられ、地方分権の推進に逆行しているという見方もできる。</p> <p>このことから考えれば、全ての書類を廃止いただきたいが、そうは言っても、財政融資資金の貸付先の決定という公共的な性格も踏まえれば貸付対象事業について一切確認しないわけにもいかないということを踏まえ、事業の概要のみを把握するための必要最小限の書類にとどめることを提案する。当然、必要な規則の改正は行っていただきたい。</p> <p>本市としては、必要最小限の書類とは次の範囲と考える。これ以外の添付書類は、各財務事務所で独自に追加しているものも含めて全て廃止していただきたい。</p> <p>・借入申込書 ・事業費支出状況圖(契約相手方・契約年月日・工期・都道府県支出内容の内容・補助率を削除し、事業名と、事業費の支出状況及び財源内訳のみを記載する様式に変更)</p> <p>※補足資料「財政融資借入書類の縮減案」</p>	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め	
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
							区分	回答	
974	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律に 基づく権限の広域連合 への移譲	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関 する法律に基づく報告・立入 検査・指導・助言および動 告・命令に係る事務・権限の 広域連合への移譲を求める (事業所が複数ある場合は そのすべてが広域連合の区 域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・ 再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策とし ての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ 移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の 3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別 収集及び再商品 化の促進等に関 する法律第7条の5、第 7条の7、第19条、第20 条、第39条、第40条	環境省、経済 産業省、農林 水産省、厚生 労働省、財務 省	関西広域連合	C	対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に 基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への 再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を 行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を 行う方法(法18条)が存在する。 報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法 について総合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者 の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の 取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当 である。
978	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律に 基づく報告・立入検査・ 勧告・命令に係る事 務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関 する法律に基づく国の報告・ 立入検査・勧告・命令に係る 事務・権限を都道府県へ移 譲する。 なお、各自治体、地域の状 況は様々であることから希 望する都道府県の手上げ方 式とする。 権限の移譲を受けた都道府 県は、希望する市町村に一 般廃棄物処理関係の権限を 移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府 県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監 督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれ がある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都 道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置す ることが必要である。	容器包装に係る分別 収集及び再商品 化の促進等に関 する法律第7条の5、第 19～20条、第39～40 条	環境省、経済 産業省、農林 水産省、厚生 労働省、財務 省	鳥取県	C	対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に 基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への 再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を 行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を 行う方法(法18条)が存在する。 報告徴収・立入検査、勧告・命令等の措置は、各履行方法について総合 的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等 も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体 である国が、全国統一的な観点から実施することが適当である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
974	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律に 基づく権限の広域連合 への移譲	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等に関 する法律に基づく報告・立入 検査・指導・助言および勸 告・命令に係る事務・権限の 広域連合への移譲を求める (事業所が複数ある場合は そのすべてが広域連合の区 域内にある場合に限る。)	現在、各国税局(税務署)に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言・勸告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
978	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律に 基づく報告・立入検査・ 勸告・命令に係る事 務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等に関 する法律に基づく国の報告・ 立入検査・勸告・命令に係る 事務・権限を都道府県へ移 譲する。 なお、各自治体、地域の状 況は様々であることから希 望する都道府県の手上げ方 式とする。 権限の移譲を受けた都道府 県は、希望する市町村に一 般廃棄物処理関係の権限を 移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点から考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。 なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品化を行っている事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業者：74,371者、自主回収認定業者：70者(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料))	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
							区分	回答	
775	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律に基づく権限の 都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内 事務所への食品リサイクル 法に基づく立入検査、報告 徴収等以下の権限を、必要 となる人員、財源とともに、 国から都道府県へ移譲する こと。(大臣・知事の並行権 限とする) 事業者等への立入検査、報 告徴収 事業者等への指導、公表、 助言 事業者等への助言、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成の ために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施する にしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとして も、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告 徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表 面化してから後進いで状況把握、対応を行うなどすることを感念し、提案するも のである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助 言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物 の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理され ているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施す ることができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うと ともに、指導、助言、助言、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統 一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣 が行うこととする。	食品循環資源の再 生利用等の促進に 関する法律第8条、 第10条、第24条	農林水産省、 環境省、経済 産業省、国土 交通省、財務 省、厚生労働 省	兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	C	対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、助言・命令等の一連の是正措 置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組 状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資 源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一 的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当であ る。
975	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律に基づく権限の 広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用 等の促進に関する法律に基 づく報告・立入検査・指導・ 助言および助言・命令に係 る事務・権限の広域連合へ の移譲を求める(事業所が 複数ある場合はそのすべて が広域連合の区域内にある 場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・ 再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策とし ての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ 移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の 3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再 生利用等の促進に 関する法律第8条、第 10条、第24条第1項 から第3項	農林水産省、 環境省、経済 産業省、国土 交通省、財務 省、厚生労働 省	関西広域連合	C	対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、助言・命令等の一連の是正措 置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組 状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資 源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一 的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当であ る。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
775	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律に基づく権限の 都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内 事務所への食リサイクル 法に基づく立入検査、報告 徴収等以下の権限を、必要 となる人員、財源とともに、 国から都道府県へ移譲する こと。(大臣・知事の並行権 限とする) 事業者等への立入検査、報 告徴収 事業者等への指導、公表、 助言 事業者等への勧告、命令	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認 することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
975	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律に基づく権限の 広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用 等の促進に関する法律に基 づく報告・立入検査・指導・ 助言および勧告・命令に係 る事務・権限の広域連合へ の移譲を求める(事業所が 複数ある場合はそのすべて が広域連合の区域内にある 場合に限る。)	現在、各国税局(税務署)に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、 従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされて きたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはない と考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保の ための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は 可能と考える。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
							区分	回答	
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県	C	対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言、勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県	C	対応不可	同法の目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取組状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点から考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。	
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
							区分	回答	
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	<p>【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。</p> <p>これらの取り組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。</p> <p>【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取り組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。</p> <p>【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。</p>	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C	対応不可	エネルギーの使用合理化に関する事務については、情報の一元的管理及び全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、国が実施することが適当である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
			意見	意見	意見	
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	今回、提案している権限移譲は、並行権限による付与を前提としているため、御指摘されているような情報の一元的管理及び全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性からの懸念は解消されると考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討するべきである。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 ・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したものの。 	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	